豊能町既存木造住宅耐震改修設計補助金交付要綱施行細則

（趣旨）

第１条　この規則は、豊能町既存木造住宅耐震改修設計補助金交付要綱（平成２６年４月１日制定。以下「要綱」という。）第18条の規定により補助金の交付に関して、必要な事項を定める。

（補助金交付申請時の必要書類）

第２条　要綱第７条に規定する町長が必要と認める書類とは、次の各号に掲げるものとする。

(１)　建築基準法に規定する当該建築物の確認済証明証（確認通知書）の写し又は検査済証の写し

(２)　前号に規定する書類がない場合は、建築確認年月日又は工事完了年月日が確認又は推測できるもの

(３)　当該建築物の耐震診断報告書

(４)　建築物登記事項証明書、固定資産税評価証明書等、補助対象建築物の所有者が確認できる書類

(５)　当該木造住宅の所有者が共有の場合は、他の所有者の同意書

(６)　耐震改修設計に要する費用の見積明細書（耐震改修に係るもの以外は対象外とする）

(７)　耐震改修技術者である資格証の写し

(８)　その他町長が必要と認める書類

（完了報告時の必要書類）

第３条　要綱第11条に規定する町長が必要と認める書類とは、次の各号に掲げるものとする。

(１)　現況平面図

(２)　耐震改修計画平面図及び補強計画図

(３)　耐震改修計画に基づく耐震診断報告書

(４)　改修箇所の現況写真

(５)　耐震改修計画に基づく改修工事費の内訳明細書

(６)　耐震改修設計に要した経費の請求書又は写し（補助対象経費に係る部分）

(７)　その他町長が必要と認める書類

（補助金請求時の必要書類）

第４条　要綱第13条に規定する町長が必要と認める書類とは、次の各号に掲げるものとする。

(１)　耐震改修設計費用に係る領収書の写し（補助対象経費に係る部分）

(２)　その他町長が必要と認める書類

　附　則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。